

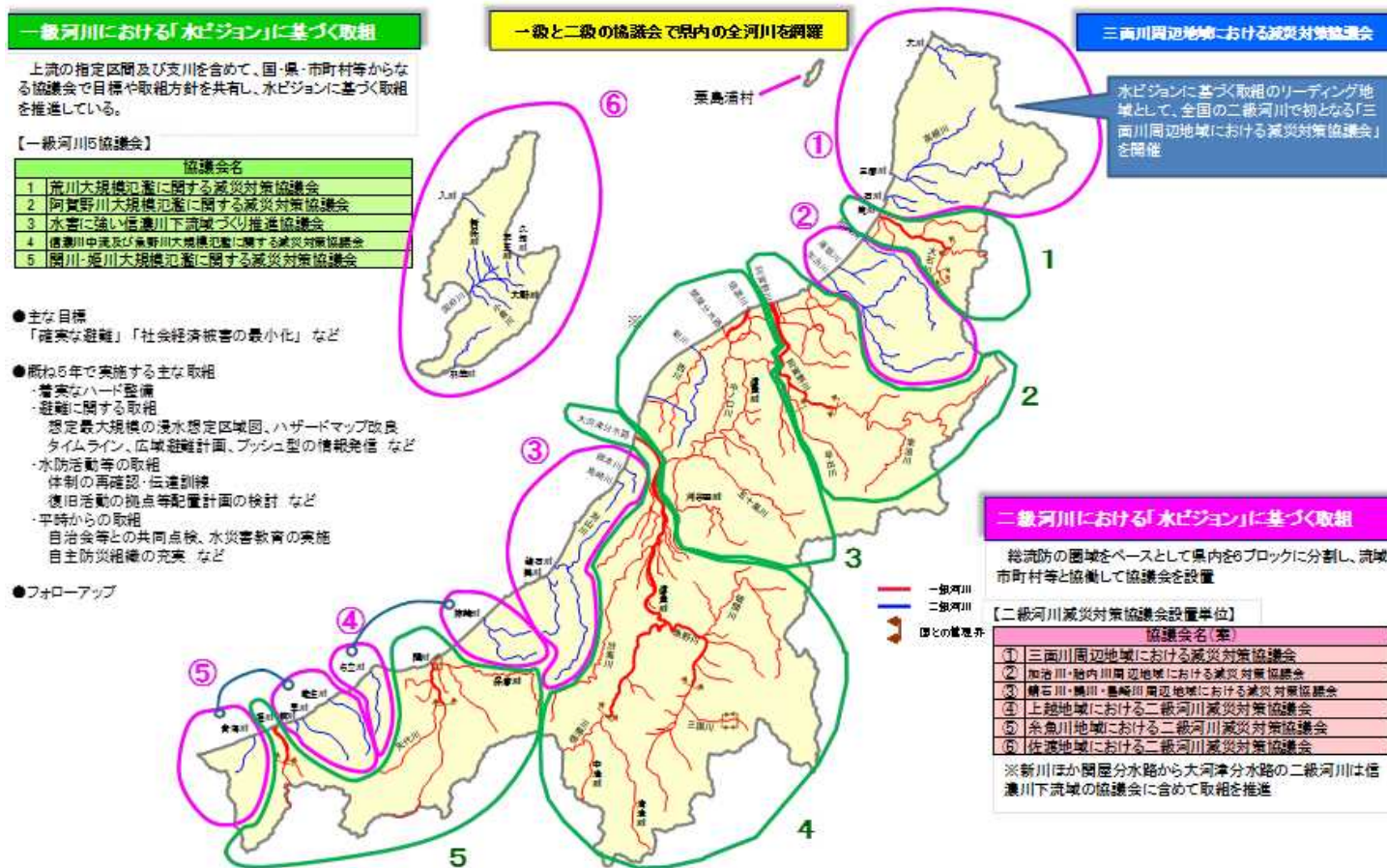
県における減災対策の取組

河川管理課 河川海岸維持係

協議会の設置と今後の取組方針について

新潟県では2級水系6圏域で大規模氾濫減災協議会を設置している

協議会はH30に法定化



取組方針の改定

策定から **5年が経過する協議会**は取組方針の見直しをお願いします。

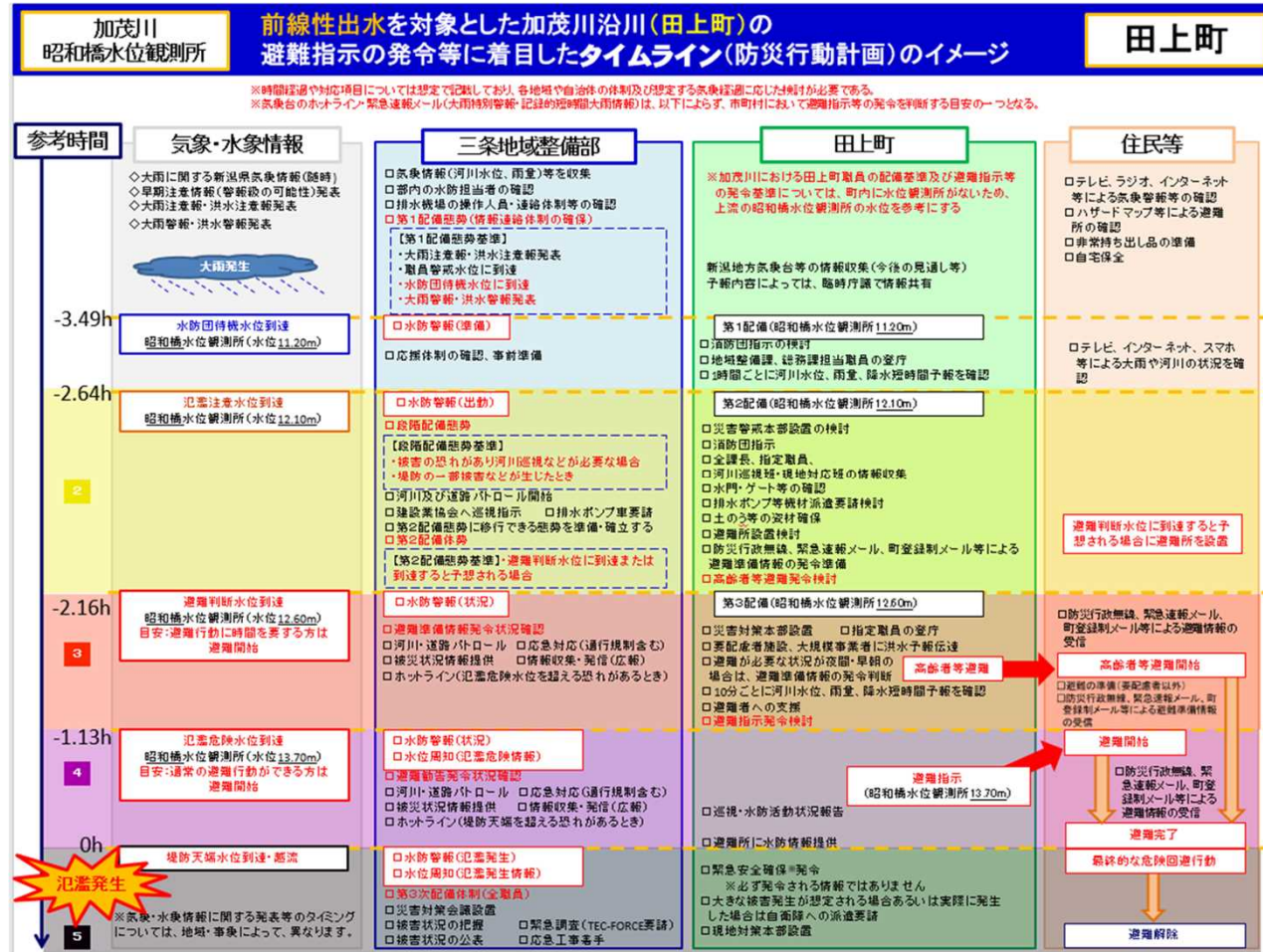
【留意事項】

- ① 取組事項について、対象期間中に完了しなかった項目については、その原因を確認した上で、今後の取組方針における対応を検討
- ② 現取組方針と同様、「概ね5年以内」に実施する取組についてとりまとめ共有

県の重点取組（水害対応タイムライン作成の促進）

- タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関の防災行動とその実施主体を時系列でまとめ、見える化したものです。
- 現在、**34**／39河川、**26**／26市町村でタイムラインが策定されています。
- 今後も、市町村と協力して、策定を進めていきます。

身近なリスク情報の認識と地域の避難体制構築への支援



県の重点取組（要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進）

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の実施

浸水想定区域が指定されており、地域防災計画に要配慮者利用施設の定めがある
全施設（学校、社会福祉施設、医療施設）
⇒ 避難計画の作成及び避難訓練を実施

県の取組状況

H30年度から避難確保計画の作成方法等を身につけていただくための講習会（講習会プロジェクト）を実施



【実施状況】

直近3か年の実績

- R3年度 : 加茂市、佐渡市
- R4年度 : 関川村、南魚沼市、佐渡市
- R5年度 : 村上市、新潟市、佐渡市

市町村の取組状況（令和5年9月末時点）

対象施設（R5.9.30時点）	3, 018 施設
避難計画策定率（R5.9.30時点）	2, 801 / 3, 018 = 92. 8%
避難訓練実施率（R5.3.31時点※）	1, 331 / 2, 999 = 44. 4%

※最新データ

策定率100%を目指し、取組を推進する。

県の重点取組（マイ・タイムライン作成の促進）

みずから避難で
命を守ろう!



マイ・タイムライン教室



近年の想定を上回る洪水・土砂災害から、主体的な避難行動により人命を守るため、**小学生高学年・中学生・高校生を対象とした水防災教育を支援。**

生徒一人ひとりが災害リスクを「我がこと」として捉えられるように**総合学習等の時間を使って、自分の避難行動計画である『マイ・タイムライン』の作成を促進。**

マイ・タイムライン教室とは..

マイ・タイムライン教室は座学やグループワークを通じて**災害に関する基本的な知識や安全を確保するための避難行動**などを学びながら**マイ・タイムラインをつくり上げるもの。**

本教室では、全3回の授業で生徒一人ひとりのマイ・タイムラインを完成させる。

授業教材の作成・提供

地域の特性や災害の特徴を学習できる教材を、地域に応じて作成します。

説明資料▶
(パワーポイント)



▲学習用メモ

授業の目的

災害発生時の『逃げ遅れゼロ』

マイ・タイムラインの作成を通じて、**自分の命は自分で守り、率先して安全を確保するための行動ができる人になるう!**

河川情報 (新潟県等)	気象情報 (気象庁)	警戒 レベル	避難情報 (市町村等)	とるべき行動
氾濫発生	大雨特別警報 (土砂災害)	5	避難情報	
氾濫危険水位	土砂災害 警戒情報	4		
避難判断水位	大雨警報 洪水警報	3		
氾濫注意水位	大雨注意報 洪水注意報	2		
水防回 待機水位	早期 注意情報	1		

▲ワークシート類

指導書の作成

授業のシナリオや説明のポイントなどをまとめた指導書を作成します。

指導書▶



専門講師の派遣

水防災を専門とする県の職員を派遣して、授業の運営をサポートします。



県の重点取組（マイ・タイムライン作成の促進）

マイ・タイムライン教室の支援実績

●令和3年度実績

- ・取組を全県展開し、11校で支援を実施
⇒小学生（高学年）向けに教材を更新

●令和4年度

- ・支援対象を小学生（高学年）・中学生・高校生に拡大
- ・9校で支援を実施

●令和5年度

- ・本取組について継続して支援を実施
- ・11校で支援を実施



県の重点取組（洪水浸水想定区域図の作成）

想定最大規模降雨に対する洪水浸水想定区域図

- 水防法で義務付けられた洪水予報河川及び水位周知河川（39河川）は全河川で作成・公表済み。
- 「その他河川」についても作成・公表を推進。
⇒ **公表済河川（R6.3末現在）：270河川**

最近の動向

- **流域治水関連法が成立（令和3年5月10日公布）**
 - 水防法の一部改正により、**洪水浸水想定区域の指定対象**が「**周辺に住宅等の防護対象がある河川**」まで拡大（約970河川）

✓ 令和3年度

モデル河川で試行的に簡易手法を用いた設計開始

✓ 令和4年度以降

簡易手法による洪水浸水想定区域の指定およびハザードマップの公表を促進することで水害リスク情報空白域の解消を目指す